

随意契約理由書

1 案件名称

西成区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 隨意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総務課

(電話番号 06-6659-9683)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 西成区コミュニティ育成事業

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は、様々な機会を通じて、これまで関わりのなかった区民や団体がつながり、住民主体の活動を拡げることで、区におけるコミュニティの活性化・地域福祉の推進を目的としている。令和7年度における業者選定にあたっては、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識・経験・専門性を活用するため、公募型プロポーザルにより、応募のあった提案内容等について、学識経験者等の専門委員の意見を聴取しながら、その妥当性等の審査を行い決定することとした。

令和7年2月17日に「令和7年度西成区コミュニティ育成事業委託事業者選定会議」を実施した結果、上記事業者を選定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所市民協働課（電話番号 06-6659-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）業務委託

2 契約の相手方

萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社

3 隨意契約理由

あいりん地域環境整備事業は、あいりん地域の特性及び意向等に十分配慮しながら進める必要があり、事業から生じる働き口に生活保護受給者を雇い入れ、その方々の自立を促す目的もあることから、業務を委託するにあたっては、予めその事業者が持っている、考え、専門性及びノウハウなどを見聞きし、受託事業者としての力量や適性を推し量る必要がある。

また、事業に新たな知識や創意工夫を取り入れ、予算の範囲内において、最も効果的とされる手法の提案を受けることが望ましいため、競争入札に適さないものであり、公開型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

そして、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、『萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社』が契約相手方として最適であるとされたため、本事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所市民協働課（電話番号 06-6659-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 西成区被保護者就労準備支援事業（西成版サービスハブ構築・運営事業）業務委託

2 契約の相手方

連合事業体「ヨリドコ西成連合体」

代表事業者 特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構 理事長 山田 實

3 随意契約理由

本業務は「地域における資源を開拓・利用し、対象者に対していかに有効なサービスを提供するのか」が根幹の部分になるが、行政側において、そのようなノウハウを持ち合わせていないため、詳細な仕様を提示することが困難である。

逆に、その部分について、福祉実務を担い、かつ、最先端の知識を持ち合わせている事業者を公募して、持てるアイデアやノウハウを提示させることにより、行政側において想定できないような有用なプランを事業に導入することが可能となる。

そこで、事業者から広く企画提案を募り、本業務に係るアイデアなどを取り入れることで、本業務の有効性を確保し、ノウハウなどの蓄積をめざすこととし、プロポーザル方式による受注業者の選定を行うこととした。

結果、連合事業体「ヨリドコ西成連合体」は、令和7年3月4日に開催された事業者選定会議において、優れた提案を行った事業者であると評価されたため、当該事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総合企画課 (電話番号 06-6659-9684)

随意契約理由書

1 事業名称

令和7年度西成特区構想の推進に向けた調査業務委託

2 契約相手方

有限会社ケース

3 隨意契約理由

あいりん地域を中心とした諸課題や西成区の将来に向けた課題の解決などを図るため、平成24年10月に取りまとめられた「西成特区構想有識者座談会報告書」を踏まえて、平成25年度より、本格的に西成特区構想の取組を進めてきた。

また、平成30年4月には「西成特区構想、5年間の成果と次期特区構想についての有識者提言」が、同年10月には「西成特区構想まちづくりビジョン2018～2022 有識者提言」が取りまとめられた。

現在、これらを踏まえ、平成30年度から令和4年度までを第二期西成特区構想と位置づけ、「来訪者の増加」「子育て環境の充実」などを目標に「あいりん総合センター跡地等」の利活用に向けた検討や、中長期的課題である子育て支援、観光振興などの取組みを行っているところである。

令和4年度末で第二期が終了することから、令和4年8月、西成特区構想のこれまでの成果と次期特区構想について有識者により取りまとめられた、「第三期西成特区構想 有識者提言」が本市に提出された。

これに基づき令和4年9月、戦略会議において、令和5年度から5年間、第三期西成特区構想と位置づけ、継続実施することが決定した。

第三期西成特区構想では、これまでのあいりん地域中心であった取組みを西成区全体に広げ、「人口減少に歯止めをかける」ことを目標に、子育て・教育分野やまちづくりの分野についても、本格的に着手している。

令和7年度は昨年度に引き続き、主観・客観の両面的な指標等により、これまでの取組みの効果測定や、さらなる内容の向上を図ることはもちろんのこと、第三期西成特区構想の目標達成に向けた施策の充実を図るにあたり、現状の的確な把握のもとで検討を行っていく必要があることから、所要の調査を実施するものである。

委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。

令和7年3月5日に実施した令和7年度西成特区構想の推進に向けた調査業務委託事業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

西成区役所総合企画課 (電話番号 06-6659-9684)

随意契約理由書

1 案件名称

西成情報アーカイブネット企画運営事業

2 契約の相手方

公立大学法人 大阪

3 随意契約理由

西成情報アーカイブネット企画運営事業は、西成区の歴史・学術的価値のある資料を、収集・整理・公開し、正しい歴史を多くの人に知ってもらい、興味を持っていただくこと、また、これらの資料を活用した研修会（教員または児童及び生徒を対象）を実施し、子供たちが西成区の歴史を知ることで興味と愛着を深めることを目的に実施します。

事業の実施にあたっては、単に資料収集・整理・公開等を行うだけでなく、多数の歴史・学術的価値のある資料を活用し広く公開することで、多くの方々に西成区の正しい歴史を伝え、知つていただるために、次の理由により本事業を確実に履行できる唯一の相手方である、公立大学法人大阪と特名随意契約を締結します。

- 西成区における活力ある地域づくりを目的として当区と連携協定を締結していること
- アーカイブの拠点運営のノウハウを持っていること
- 既に西成区に関する歴史的な価値があり学術研究にも活用できる資料を多数収蔵していること。また、整理・公開・活用について一定のノウハウを持っていること

以上の理由により、本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき）に該当するので、上記事業者と特名随意契約をおこないます。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9684）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪フィルハーモニー交響楽団出前コンサート事業委託

2 契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会

3 随意契約理由

事業目的としては、子どもたちの心に深く芸術文化に触れた記憶を残すとともに、地域への愛着や誇りをはぐくみ、魅力ある地域へと変革させる人材育成につなげることである。

この趣旨に沿って実施するのが、区内の小中学校の児童・生徒に大阪フィルハーモニー交響楽団のプロの技術ある演奏を鑑賞してもらい、演奏後に各演者の方の楽器との出会いや成功体験などを聞くことにより、将来の目標を見出していける人材育成への取り組みである。

また、今後さらに音楽活動を通じて西成区の文化芸術の振興を図り、人々が心豊かに生き生きと暮らせるまちづくりを推進することを目的として、令和6年6月25日付で西成区と公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は連携協定を締結した。

当協定により、①西成区における文化芸術の振興に関する事項②音楽を通じた西成区の次世代を担う子どもたちの育成に関する事項③西成区における音楽を通じた市民協働・まちづくりの推進に関する事項④その他前条の目的の実現のために公益性があると認める事項に関する事項との取り組みを進めることとなっており、本事業はその一環のものである。

公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟している日本有数のプロオーケストラである大フィルは、年間80回を超えるクラシックコンサートを開催しており、従前から本市と連携した市民向けコンサートの開催実績も多数あることから、規模、対象、内容、料金に応じた演奏会等の開催ノウハウを十分有している団体であり、その運営を公益社団法人大阪フィルハーモニー協会が担っている。

以上のことを踏まえ、協定締結先である公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は、西成区に活動拠点を置く地域資源として、音楽を通じた西成区のブランディングを図り、イメージアップにつなげることができるプロのオーケストラを運営する唯一の事業者であるため、本件の契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき）に該当する上記事業者と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9684）

随意契約理由書

1 事業名称

令和7年度天下茶屋駅周辺地域のまちづくり検討調査業務委託

2 契約相手方

株式会社地域計画建築研究所 大阪事務所

3 随意契約理由

西成区では、令和5年度から令和9年度までの5年間で計画する第三期西成特区構想において、「西成区全体で子育て世帯の転出の抑制と流入の促進につながる魅力的なまちづくりに向けて、本格的に取組・検討を開始する」こととしている。

とりわけ、天下茶屋駅を中心とした天下茶屋駅周辺地域（以下「駅周辺地域」という。）については、この先、なにわ筋線が開通し、新たな交通動線が整備されることを契機として、今のまちが抱える課題を解消しながら利便性の高い居住地となるようまちづくりを行い、若者や子育て世帯が住みやすい環境を整えていくことで、第三期西成特区構想でめざす「若年層の転入増加」と「子育て世帯の転出減少」へつなげていくこととしており、令和5年度より、天下茶屋駅周辺地域のまちづくり（以下「駅周辺地域のまちづくり」という。）の検討を進めている。

本業務委託では、過年度調査を踏まえたソフト面の取組として、潜在する天下茶屋エリアの魅力コンテンツ（店、人、歴史・文化等）を活かした新たなファンづくりの取組を戦略的に展開するなど、同エリアのイメージと価値を高めていくとともに、まちへの誇りや愛着を持つ地域住民等が主体となった官民連携のまちづくりの体制構築をめざすこと目的としている。

委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。

令和7年3月31日に実施した令和7年度天下茶屋駅周辺地域のまちづくり検討調査業務委託事業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総合企画課 （電話番号 06-6659-9792）

随意契約理由書

1 案件名称

基礎学力向上支援事業（西成ジャガピースクール）業務委託

2 契約の相手方

株式会社イング

3 随意契約理由

本事業は、区内の小学校3・4年生を対象に、夏休みや平日の放課後及び土曜日を利用し、基礎学力の中心となる国語・算数を中心に学習支援を行い、学ぶことの大切さや楽しさを実感することで学習意欲の向上と学習習慣の定着を図り、学力に応じた指導を行うことで児童の学力向上を図ることを目的とするものであるが、委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により委託事業者を選定した。

委託事業者については、令和7年2月17日に開催された「基礎学力向上支援事業（西成ジャガピースクール）」業務委託選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「株式会社イング」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（子育て支援担当）

（電話番号 06-6659-9824）

随意契約理由書

1 案件名称

西成区模擬試験実施及び演習問題作成（中学生）業務委託
(学力分析に基づく演習を活用した苦手分野克服事業)

2 契約の相手方

東京書籍株式会社 関西支社

3 隨意契約理由

本事業は、中学校の学力診断検査や高校入試の本番を想定した模擬テストを通じて、生徒個々人の苦手分野を把握し、生徒にフィードバックすることで自身の課題を認識させるとともに、分析に基づいた苦手分野の反復演習をすることで、個人の学力向上を図り、ひいては学校全体の学力の底上げを図ることを目的とするものであるが、委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により委託事業者を選定した。

委託事業者については、令和7年2月10日に開催された西成区模擬試験実施及び演習問題作成（中学生）業務委託選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「東京書籍株式会社関西支社」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（子育て支援担当）
(電話番号 06-6659-9824)

随意契約理由書

1 案件名称

発展型学習支援事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社エデュケーションナルネットワーク

3 隨意契約理由

本事業は、家庭の経済状況の如何にかかわらず本人が志望する水準の高等学校への進学ができるように、成績中上位層を中心とした学習意欲のある児童に対して、発展的な内容の学習機会を提供することによって更なる学力向上を図ることを目的とするものであるが、委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により委託事業者を選定した。

委託事業者については、令和7年2月18日に開催された発展型学習支援事業業務委託選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「株式会社エデュケーションナルネットワーク」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（子育て支援担当）

（電話番号 06-6659-9824）

随意契約理由書

1 案件名称

外国人児童生徒等への学習支援業務委託
(外国につながる児童生徒の学習言語定着支援事業)

2 契約の相手方

株式会社エデュケーションネットワーク

3 随意契約理由

本事業は、学習言語が定着しておらず、学力に課題がある帰国・来日等の児童生徒に対して、母国の学校では学習していない内容や、生活言語を習得するまでに授業を受けたため十分に理解できていない内容などの補充学習を行い、教科学習を通して日本語指導を行うことにより、教科等の学習に必要な言語の能力である学習言語の習得を促進し、学力向上につなげることを目的とするものであるが、委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により委託事業者を選定した。

委託事業者については、令和7年2月28日に開催された外国人児童生徒等への学習支援業務委託選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「株式会社エデュケーションネットワーク」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（子育て支援担当）
(電話番号 06-6659-9824)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度プレーパーク事業【プレイス型】業務委託

2 契約の相手方

プレーパーク事業共同体

3 隨意契約理由

委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用した。

令和7年2月21日に開催された「プレーパーク事業業務委託」選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「プレーパーク事業共同体」を実施事業者と決定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき当該事業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（子育て支援担当）

（電話番号 06-6659-9824）

随意契約理由書

1 案件名称

西成区子ども体験活動企画実施業務（プレーパーク事業（体験型））業務委託

2 契約の相手方

株式会社イング

3 隨意契約理由

委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用した。

令和7年3月4日に開催された「子ども体験活動企画実施業務委託（プレーパーク事業（体験型））」選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「株式会社イング」を実施事業者と決定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき当該事業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（子育て支援担当）

（電話番号 06-6659-9824）

随意契約理由書

1 案件名称

あいりん結核患者療養支援事業（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪自彊館

3 随意契約理由

本事業は、あいりん地域の結核事情の改善を図るため、令和9年までに西成区における結核罹患率 45.2 を達成するため、集中的に実施するあいりん地域への結核対策の一つである。

本事業の目的は、大阪市内の住居不定者で、結核治療が必要である者を結核治療に必要な期間に限り、本市が居所として確保するあいりん地域内の個室や施設に入所させ、服薬支援（DOTS）を利用し、確実に治療完了へ導くサポートを行うとともに、生活支援及び指導等を通じて自立促進を図ることである。

結核患者は、幅広い年齢層が考えられるとともに、結核治療を成功させるためには、最低でも 6 か月かかる治療期間に毎日服薬することが必要不可欠であるが、住居不定者が野宿生活の状態で長期にわたる治療期間を終えることは難しく、治療を成功に導くには、衣・食・住の環境を提供し、生活を支援、指導することが必要である。

このような条件を満たし、確実に治療成功に導くことができるには、要保護者へ生活扶助を行う生活保護関連施設であるが、国の認可に基づく生活保護施設は使用の対象者が決まっており、本事業対象者の使用は困難である。

このため、あいりん地域内にある国の認可に基づく生活保護施設以外で住居不定者等へ短期間、衣食住の提供、生活の支援、指導等を行うことが可能な施設は大阪自彊館が管理運営している三徳生活ケアセンター以外にない。

以上から、あいりん結核患者療養支援事業の実施あたっては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、特名随意契約により社会福祉法人大阪自彊館と契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（結核対策担当） 電話番号 06-6659-9969

随意契約理由書

1 案件名称

西成特区結核健康診断業務

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

3 隨意契約理由

西成特区結核健康診断業務は、西成区で生活保護受給中の満65歳以上の方及び西成区北東部の一部地域在住の満15歳以上の方を対象に行う健診であり、医療機関に業務依頼（委託）することにより受診機会を拡大し、結核の早期発見、早期治療に努め、西成区民の健康保持に資することを目的として実施するものである。

本業務を遂行するためには、胸部エックス線直接撮影を行える医療機関の協力が不可欠である。

また、一般社団法人大阪府医師会所属の胸部エックス線直接撮影を行える各委託医療機関については、個別に契約締結し連絡事務その他委託料請求事務等を行うよりも、それらの事務を取りまとめて行う方が合理的である。

よって結核健康診断は特殊な技術を必要とすることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、一般社団法人大阪府医師会と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（結核対策担当） 電話番号 06-6659-9969